

スポーツ基本法の一部を改正する法律案（衆第二八号）（衆議院提出）要旨

本法律案は、「国民体育大会」の名称を「国民スポーツ大会」に改める等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、「国民体育大会」の名称を「国民スポーツ大会」に改める。
- 二、「公益財団法人日本体育協会」の表記を「公益財団法人日本スポーツ協会」に改める。
- 三、「財団法人日本障害者スポーツ協会」の表記を「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」に改める。
- 四、この法律は、平成三十五年一月一日から施行する。ただし、二及び三については、公布の日から施行する。